

特定非営利活動法人石狩市文化協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、石狩市民を中心とする道民に対して、文化・芸術の振興に関する事業を行い、文化・芸術活動を通してまちづくりに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人 石狩市文化協会と称する。

(特定非営利活動の種類)

第3条 この法人は、第1条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表に該当する次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第4条 この法人は、第1条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 市民文化祭等の文化事業の開催並びに協力に係る事業
- (2) 文化振興への貢献・功績に対する顕彰に係る事業
- (3) 市民文化振興に係る情報発信事業
- (4) 市民文化団体の育成及びその活動促進に係る事業
- (5) 市民文化に係る研修及び交流事業
- (6) 各種文化教育施設の管理・運営事業
- (7) 文化振興についての調査研究
- (8) 他団体・関係機関との連絡調整及び連携事業
- (9) 前各号の事業に付帯する事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の斡旋及び販売
- (2) 役務の提供

3 前項の事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

(事務所)

第5条 この法人は、事務所を北海道石狩市に置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

(加入)

第7条 この法人に、会員として加入しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

- 2 加入の承認は、理事会が行う。
- 3 会長は入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

- 2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(脱退)

第10条 この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を会長に提出することにより、任意に脱退することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の三分の二以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上25名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を会長に、若干名を副会長に、1名を専務理事とする。

(役員の選任)

第14条 役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により決定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その活動を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、日常の業務を執行し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。
- 3 専務理事は、業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ

を補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第19条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に事務局を設けることができる。

- 2 事務局に職員を置く場合、会長がこれを任免する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(相談役及び顧問)

第21条 この法人に、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、会長の要請により会議に出席し、諮問に応えることができる。

第4章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業・活動計画及び収支予算
- (2) 事業・活動報告及び収支決算
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者及び表決を委任した者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならぬ。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他の事業の会計)

第48条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散及び定款の変更

(解散及び残余財産の処分)

第49条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第8章 雜則

(公告)

第51条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(雑則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める次のとおりとし、第16条第1項の規定にかかわらず、その任期は、第1回通常総会までとする。

会長	山口 哲則	副会長	軒名 孝	副会長	安藤 良子
副会長	五十嵐満行	副会長	山根 利子	副会長	畠中 正彦
副会長	安保 信男	理事	池端 昭雄	理事	福田 泰子
理事	高橋美恵子	理事	金子 康幸	理事	飯尾亜紀仁
理事	宇野 博徳	理事	二上 朋子	理事	浦島 秀男
理事	浅野 良子	理事	瀬野 一郎	監事	村上 岴子
監事	伊藤ミチ子				
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業・活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 5 この定款は、平成30年7月10日から施行する。